

第 8 期古河市障害福祉計画及び第 4 期古河市障害児福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル事業者評価基準

1 基本事項

第 8 期古河市障害福祉計画及び第 4 期古河市障害児福祉計画策定業務を委託する事業者を公募し、選定委員会により選考し決定する。

審査点は、別紙「第 8 期古河市障害福祉計画及び第 4 期古河市障害児福祉計画策定業務事業者評価表」（以下、「別紙評価表」という。）に従い採点を行う。

2 配点

評価項目に 100 点を配分し、満点を 100 点とする。

3 審査点の算出

第 8 期古河市障害福祉計画及び第 4 期古河市障害児福祉計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の選定委員は、別紙評価表に基づき、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「やや劣る」、「劣る」の 5 段階で評価する。

審査点は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

4 評価の方法

- (1) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、選定委員会において協議し、優先交渉権者候補者を選考する。
- (3) 選定委員会の評価点の合計が全体の 6 割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。